

# 第3次大多喜町男女共同参画計画

「男女がともに輝き支えあうまち おおたき」

[令和8年度～令和12年度]

令和8年3月

大多喜町



## 目 次

### 第 1 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第 2 章 計画の概要

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第 3 章 施策の内容

- 基本目標Ⅰ お互いを尊重する社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 主要課題 1 男女共同参画意識の浸透・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 主要課題 2 教育・学習の場における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 8
  - 主要課題 3 暴力の根絶と人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが個性と能力を発揮できる環境づくり・・・・・・・・ 12
  - 主要課題 4 家庭における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - 主要課題 5 働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - 主要課題 6 政治・地域社会における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 18
- 基本目標Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・ 21
  - 主要課題 7 生涯を通じた健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - 主要課題 8 誰もが安心して暮らせる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

### 第 4 章 計画の推進

- 1 推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 国・県・近隣自治体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の主旨

大多喜町では、国の「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 28 年度に「大多喜町男女共同参画計画」を策定しました。その後、令和 2 年度には計画の見直しを行い「第 2 次大多喜町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組を推進してきました。

こうした取組の積み重ねにより、男女共同参画に関する意識が徐々に浸透しつつあることが、令和 7 年 11 月に町民 1,020 人を対象に実施した大多喜町男女共同参画計画に関するアンケート調査（以下「町民アンケート調査」という。）の結果から伺えます。

しかしながら、その一方で男性優遇の意識や、男女の役割分担を固定的に捉える意識が、男女ともに依然として根強く残っていることも明らかとなりました。

また、この間、人口減少、少子高齢化が進む中で、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの変容、デジタル化の進展、気候変動による猛暑や大雨等による大規模災害の発生、さらにはハラスメントや性の多様性などに対する意識の高まりなどにより、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化し、幅広い取組が求められています。

このため、大多喜町では、町民アンケート調査結果等を踏まえた第 2 次計画の見直しを行い、「第 3 次大多喜町男女共同参画計画」を策定し「男女がともに輝き支えあう社会の実現」を目指し、総合的かつ計画的に各施策を推進します。

## 2 計画の位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づくものであり、大多喜町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく大多喜町の推進計画として位置付けています。
- (3) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく大多喜町の基本計画として位置付けています。
- (4) 国・県の男女共同参画計画を踏まえ、大多喜町第 4 次総合計画や他の行政計画との整合性を図ります。

### 3 計画の期間

この計画は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の法制度の改正、社会情勢や国・県の施策の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 第2章 計画の概要

### 1 基本理念

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等を定め、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念としています。

これらを踏まえ、この計画では基本理念を次のとおりとし、大多喜町における男女共同参画社会の形成に関する取組を計画的に推進します。

「男女がともに輝き支えあうまち おおたき」

### 2 基本目標

この計画では、次の3つの基本目標を設定し、本町が目指す男女共同参画社会の形成に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 相互いを尊重する社会づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが個性と能力を發揮できる  
環境づくり

基本目標Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

### 3 計画の体系

| 基本理念                |
|---------------------|
| 男女がともに輝き支えあうまち おおたき |

| 基本目標                                     | 主要課題                   | 施策の方向  |
|--|------------------------|--|
| I<br>お互いを尊重する<br>社会づくり                   | 1 男女共同参画意識の浸透          | (1) 男女共同参画意識の啓発<br>(2) 男女共同参画に関する意識調査                                  |
|  | 2 教育・学習の場における男女共同参画の推進 | (1) 性別にとらわれない教育の推進   |
|  | 3 暴力の根絶と人権の尊重          | (1) 暴力の発生を防ぐ環境づくり<br>(2) 人権の尊重   |
| II<br>あらゆる分野で誰もが<br>個性と能力を発揮で<br>きる環境づくり | 4 家庭における男女共同参画の推進      | (1) 家庭における男女共同参画の推進<br>(2) 子育て・介護環境の整備・充実                              |
|  | 5 働く場における男女共同参画の推進     | (1) <u>*ワーク・ライフ・バランス</u> の普及推進<br>(2) 雇用の分野における男女共同参画の推進               |
|  | 6 政治・地域社会における男女共同参画の推進 | (1) 政治・行政分野での政策等決定過程における男女共同参画の推進<br>(2) 地域社会における男女共同参画の推進             |
| III<br>誰もが健康で安心して<br>暮らせるまちづくり           | 7 生涯を通じた健康づくりの推進       | (1) 健康を支える環境づくり  |
|  | 8 誰もが安心して暮らせる環境の整備     | (1) 高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活に対する支援<br>(2) 防災における男女共同参画の推進<br>(3) 多文化共生社会の推進 |

\*ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和

## 第3章 施策の内容

### 【基本目標Ⅰ】 お互いを尊重する社会づくり

#### 主要課題1 男女共同参画意識の浸透

##### 現状と課題

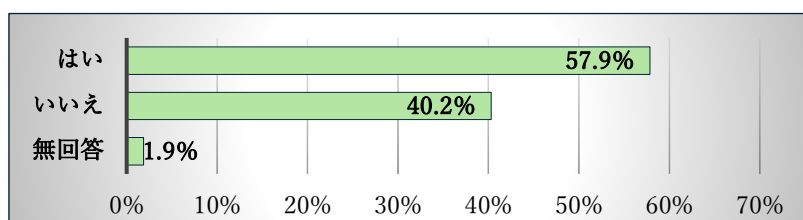
町民アンケート調査では、「男女共同参画」という言葉を「知っていた」と回答した割合は全体の57.9%となっています。また、言葉を知っていた人（57.9%）のうち82.9%がその意味を「知っていた」と回答しています。一方、アンケート回答者全体で見ると、意味まで理解している人は全体の48.0%にとどまっており、さらなる周知が必要です。

また、男女の平等感に関する町民アンケート調査の結果を見ると、「男性が優遇」または「どちらかといえば男性が優遇」と回答した割合は、社会全体で76.1%、政治の場で73.2%、職場で53.1%と、いずれも高い割合となっています。

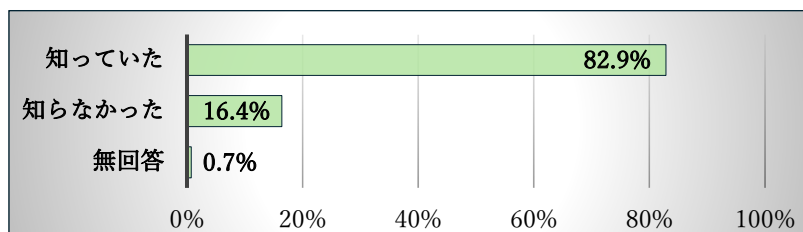
男女の平等感についての結果を見ると、「男女共同参画」という言葉や意味は浸透してきているものの、「男性が優遇」されていると感じている現状があり、その原因としていまだに固定的な性別役割分担意識が残っているものと思われます。

#### 町民アンケート調査結果（グラフ/表）

【問】 「男女共同参画」という言葉を知っていますか。

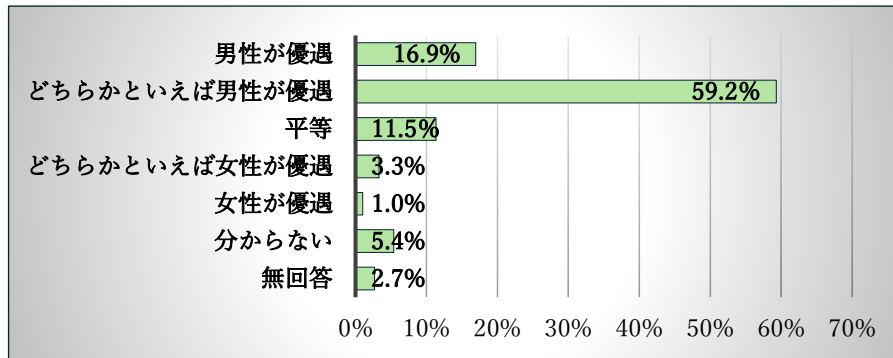


【問】 上記の問で、「はい」と答えた方にお聞きします。「男女共同参画」の意味を知っていますか。

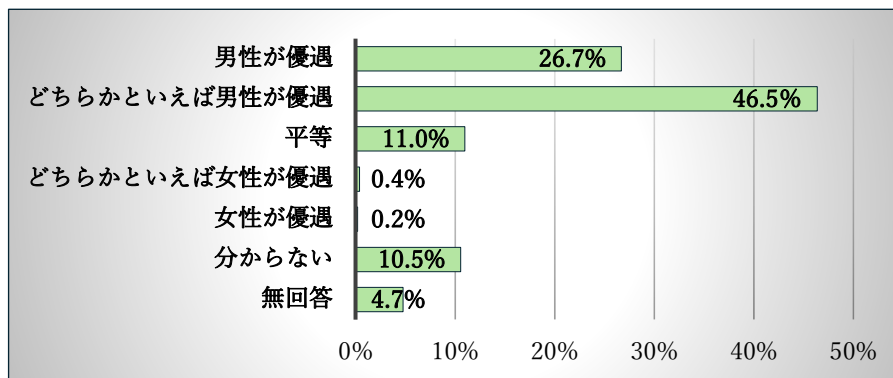


### 町民アンケート調査結果（グラフ／表）

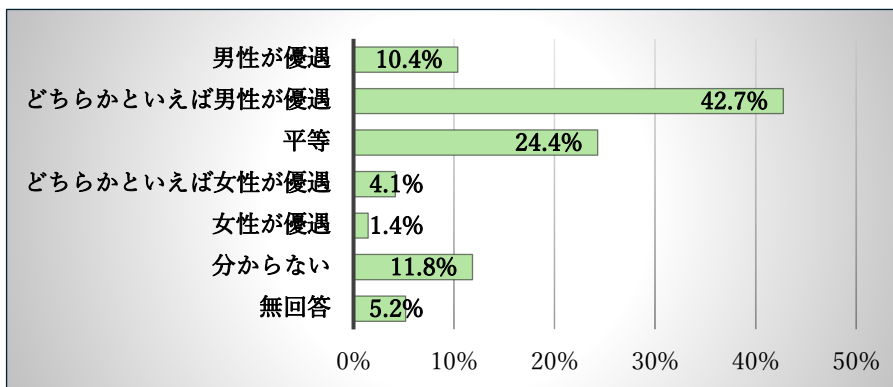
【問】 社会全体で男女の地位は平等になっていると思いますか



【問】 政治の場で男女の地位は平等になっていると思いますか



【問】 職場で男女の地位は平等になっていると思いますか



**施策の方向性と事業内容**

男女共同参画社会の実現には、町民が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが重要です。そのため、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野で誰もが個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画に関する意識の一層の浸透に向けた啓発・情報発信を推進します。

## (1) 男女共同参画意識の啓発

| 事業名               | No. | 事業内容  | 担当課   |
|-------------------|-----|---|-------|
| 男女共同参画に関する啓発・情報発信 | 1   | ・職員研修や講演会の実施<br>・広報紙やチラシ、ホームページなどによる啓発・情報発信 | 企画課   |
| 情報提供              | 2   | 図書館での男女共同参画に関する資料の閲覧及び貸出の実施                 | 生涯学習課 |

## (2) 男女共同参画に関する意識調査

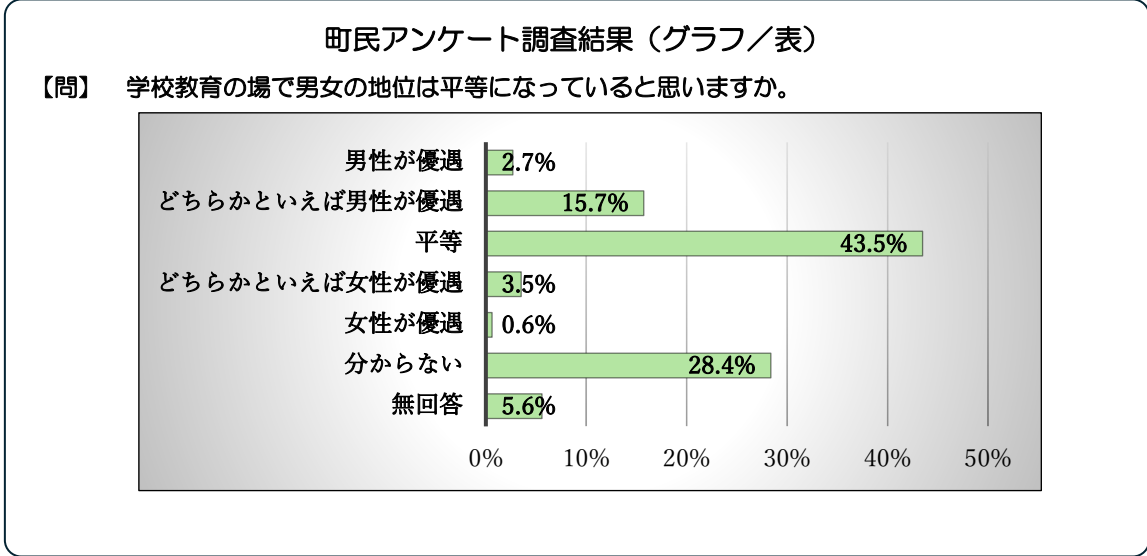
| 事業名       | No. | 事業内容                            | 担当課 |
|-----------|-----|---------------------------------|-----|
| 町民アンケート調査 | 3   | 男女共同参画に関する町民アンケート調査の実施(該当年度に実施) | 企画課 |

**評価指標**

| No. | 指標名                   | 現状値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|-----|-----------------------|----------------|-----------------|
| ①   | 男女共同参画の言葉の認知度         | 57.9%          | 65.0%以上         |
| ②   | 社会全体で男女の地位・立場が平等と思う割合 | 11.5%          | 15.0%以上         |

## 主要課題2 教育・学習の場における男女共同参画の推進

**現状と課題** 町民アンケート調査では、学校教育の場における男女の平等感について、「平等」と回答した割合が43.5%と、他の項目と比べて最も高くなっています。一方で、「わからない」と回答した割合も28.4%と、他の項目と比べて最も高いことから、教育の現状や教育・学習の場における男女共同参画の取組について、周知や情報発信を行う必要があります。



**施策の方向性と事業内容** 男女共同参画の理念を正しく普及していく上で、その基礎となるのは教育や学習です。固定的な性別役割分担意識や\*アンコンシャス・バイアスの形成は、幼少期からの環境等に左右されることから、学校や家庭における教育は重要な役割を担います。

将来を担う子どもたちが、人権を尊重した男女平等の意識を育み、性別にとらわれない自立性を身に付けられるよう、男女平等教育の推進を図ります。

\*アンコンシャス・バイアス：過去の経験や周囲の環境などから形成された「無意識の思い込み」や「無意識の偏見」

(1) 性別にとらわれない教育の推進

| 事業名       | No. | 事業内容                           | 担当課 |
|-----------|-----|--------------------------------|-----|
| 男女平等教育の推進 | 4   | 性別にとらわれない個性を重視した男女平等教育・人権教育の推進 | 教育課 |
| 教育関係者への啓発 | 5   | 性別にとらわれない教育を推進するための意識啓発        | 教育課 |
| 個性重視の進路指導 | 6   | 本人の適性・希望を踏まえ、個性を重視した指導の推進      | 教育課 |
| 家庭教育学級    | 7   | 心豊かなたくましい子どもを育てるための家庭教育学級の充実   | 教育課 |

評価指標

| No. | 指標名                     | 現状値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|-----|-------------------------|----------------|-----------------|
| ③   | 学校教育の場で男女の地位・立場が平等と思う割合 | 43.5%          | 50.0%以上         |

### 主要課題3 暴力の根絶と人権の尊重

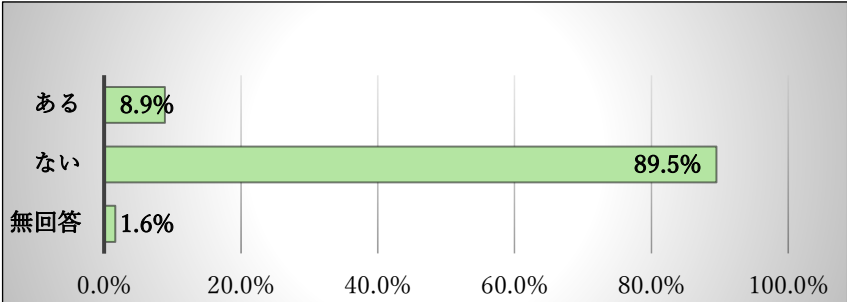
**現状と課題** 町民アンケート調査では、恋人、配偶者、パートナー等からの暴力や精神的な嫌がらせ（以下「DV」という。）を受けたことがあるかについて、「ある」と回答した割合は8.9%となっています。

また、「ある」と回答した方のうち、誰かに相談したかについては、「相談した」が34.9%である一方、「相談できなかった」と「相談しようとは思わなかった」を合わせると65.1%で、相談に至っていないケースが多いことが分かります。

人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力など、様々な形で社会に存在しています。特にDVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われた場合には、同居する子どもにも重大な影響を及ぼします。暴力は、誰に対しても、また、どのような理由があっても決して許されるものではなく、根絶に向けた取組が必要です。

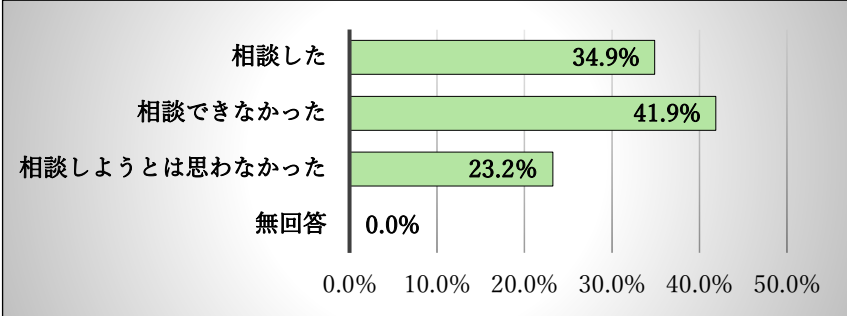
町民アンケート調査結果（グラフ/表）

【問】 恋人、配偶者、パートナーなどから暴力や精神的な嫌がらせ（DV）を受けた経験がありますか。



【問】 上記の【問】で「ある」と回答した方に、お聞きします。

DVを受けたとき、あなたは誰かに、相談等をしましたか。



**施策の方向性と事業内容**

暴力の根絶と人権の擁護を推進するため、様々な啓発活動に取り組みます。DVをはじめとする暴力の被害者が必要なときに適切な相談・支援につながるよう、相談しやすい環境の整備や相談窓口の周知に努めます。あわせて、相談者の意向を尊重しつつ安全確保を最優先に、関係部署及び関係機関と連携し、必要に応じて被害者及び子どもへの支援につなげます。相談対応に当たっては、相談者のプライバシーに十分配慮するとともに、個人情報の適正な取扱い及び二次被害の防止に努めます。

**(1) 暴力の発生を防ぐ環境づくり**

| 事業名                 | No. | 事業内容                                 | 担当課          |
|---------------------|-----|--------------------------------------|--------------|
| DV防止についての啓発         | 8   | 窓口やホームページ、広報誌等におけるDV防止に関する啓発         | 健康福祉課        |
| 児童虐待防止についての啓発       | 9   | 窓口やホームページ、広報誌等における児童虐待防止に関する啓発       | 健康福祉課        |
| 高齢者・障がい者虐待防止についての啓発 | 10  | 窓口やホームページ、広報誌等における高齢者・障がい者虐待防止に関する啓発 | 健康福祉課        |
| DVや虐待に関する相談窓口の周知    | 11  | 窓口やホームページ、広報誌等におけるDVや虐待に関する相談窓口の周知   | 企画課<br>健康福祉課 |
| DVや虐待の早期発見への取組      | 12  | 乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じたDVや虐待の早期発見    | 健康福祉課        |

**(2) 人権の尊重**

| 事業名                | No. | 事業内容            | 担当課          |
|--------------------|-----|-----------------|--------------|
| 人権擁護委員と連携した人権擁護の推進 | 13  | 人権擁護に関する広報・啓発   | 税務住民課        |
|                    | 14  | 人権相談の実施、人権教室の開催 | 税務住民課<br>教育課 |

**評価指標**

| No. | 指標名                | 現状値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|-----|--------------------|----------------|-----------------|
| ④   | 人権相談の実施            | 年12回           | 年12回以上          |
| ⑤   | DVを受けた人のうち相談した人の割合 | 34.9%          | 40.0%以上         |

## 【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野で

### 誰もが個性と能力を発揮できる環境づくり

#### 主要課題 4 家庭における男女共同参画の推進

##### 現状と課題

町民アンケート調査では、家事等の日常的な仕事について、ほとんどの項目で「家族で分担」次いで「主に女性」と回答した割合が高い結果となっています。一方、「主に男性」と回答した割合が高い項目は、「庭の手入れや掃除、家の修理」及び「地域や親せき等への対外的な対応」です。

また、固定観念や先入観にとらわれることなく、男女が同じように家事、子育て、介護、地域活動、政治・行政の活動等に関わるために必要なこととしては、「意識改革」が27.7%で最も高く、次いで「家族間での相談」(27.0%)、「労働環境の改善」(25.1%)の順となっています。

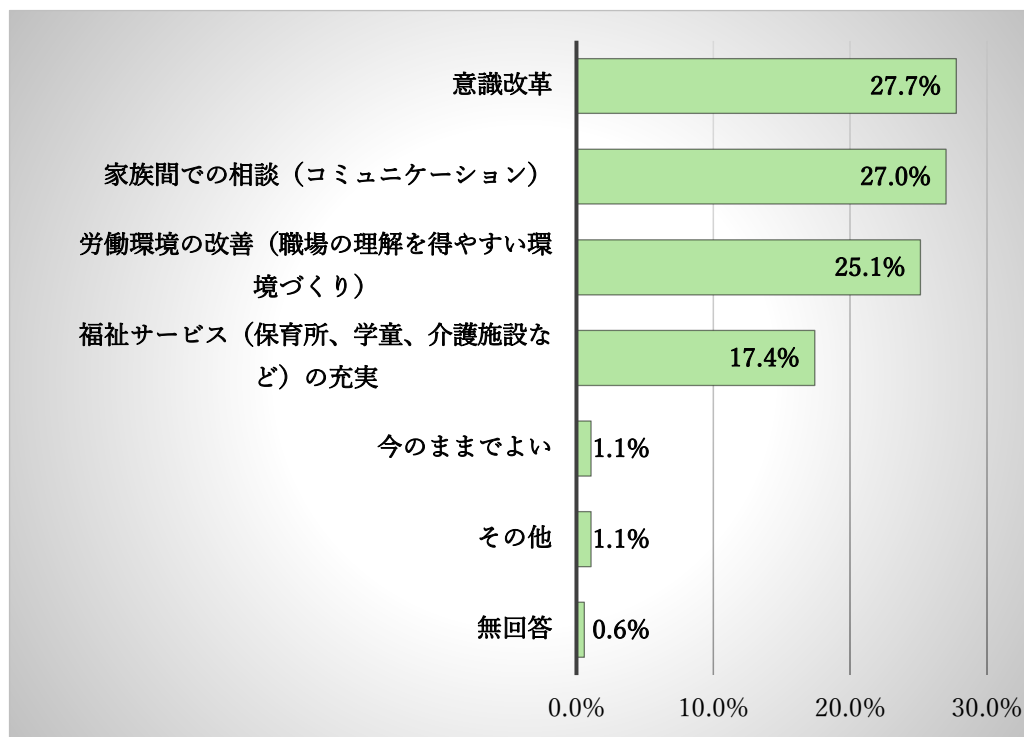
#### 町民アンケート調査結果（グラフ／表）

##### 【問】 家庭での仕事について主に誰がやるべきと考えますか

|                  | 主に男性<br>(夫や父など) | 主に女性<br>(妻や母など) | 家族で<br>分担 | 無回<br>答 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------|---------|
| ㊦ 食事の支度・片付け      | 1.0%            | 32.4%           | 64.1%     | 2.5%    |
| ㊧ 家の中の掃除・洗濯      | 0.8%            | 32.8%           | 62.5%     | 3.9%    |
| ㊨ 食料品・日用品の買物     | 2.9%            | 35.9%           | 57.5%     | 3.7%    |
| ㊩ 庭の手入れや掃除、家の修理  | 49.5%           | 4.1%            | 43.3%     | 3.1%    |
| ㊪ 育児や子どもの世話      | 0.4%            | 29.5%           | 63.9%     | 6.2%    |
| ㊫ 子どもの学校行事への参加   | 2.3%            | 18.3%           | 72.6%     | 6.8%    |
| ㊬ 子どもの送迎         | 3.3%            | 13.4%           | 76.3%     | 7.0%    |
| ㊭ 親等の世話・介護       | 1.6%            | 16.3%           | 76.7%     | 5.4%    |
| ㊮ 地域や親せき等の対外的な対応 | 28.0%           | 7.0%            | 61.3%     | 3.7%    |
| 合計               | 10.0%           | 21.1%           | 64.2%     | 4.7%    |

### 町民アンケート調査結果（グラフ／表）

【問】 固定観念や先入観にとらわれることなく、男女が同じように家事、子育て、介護、地域活動、政治・行政の活動等に関わっていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。



#### 施策の方向性と事業内容

男女がともに、家事、子育て、介護や地域活動などを分担していくため、意識改革に向けた啓発を推進します。また、性別にかかわらず誰もが職業と家庭生活を両立できるよう、子育てに関する相談・情報提供の充実を図るとともに、子育て支援や保育サービス、介護サービスの充実に努めます。

#### (1) 家庭における男女共同参画の推進

| 事業名                    | No. | 事業内容  | 担当課   |
|------------------------|-----|---|-------|
| 男女共同参画に関する啓発・情報発信 (再掲) | 1   | ・職員研修や講演会の実施<br>・広報紙やチラシ、ホームページなどによる啓発・情報発信 | 企画課   |
| 男性の料理教室                | 15  | 男性が、楽しく料理の知識、技術を習得するための料理教室の開催              | 健康福祉課 |

(2) 子育て・介護環境の整備・充実

| 事業名            | No. | 事業内容                          | 担当課   |
|----------------|-----|-------------------------------|-------|
| こども家庭センター      | 16  | 妊娠期から子育て期の支援の実施               | 健康福祉課 |
| 妊娠・出産期における健康支援 | 17  | 乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実    | 健康福祉課 |
| ファミリーサポートセンター  | 18  | ファミリーサポートセンターの円滑な運営に必要な支援の実施  | 健康福祉課 |
| 子育て支援センター      | 19  | 未就園児と保護者を対象とした育児相談や育児に関する情報提供 | 教育課   |
| 保育サービスの充実      | 20  | 保育サービス(延長保育、休日保育等)の充実         | 教育課   |
| 放課後児童クラブ       | 21  | 仕事を持つ保護者と小学生の健全な育成の支援         | 教育課   |
| 介護者支援          | 22  | 介護教室の開催や介護に関する相談、情報提供等の実施     | 健康福祉課 |

評価指標

| No. | 指標名                 | 現状値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|-----|---------------------|----------------|-----------------|
| ⑥   | 家庭で男女の地位・立場が平等と思う割合 | 31.4%          | 37.0%以上         |
| ⑦   | 家庭での仕事の分担を家族で分担する割合 | 64.2%          | 70.0%以上         |

※⑥は、町民アンケート調査の「家庭の中での男女の平等感についての設問」で「平等」と回答した割合を指標とします。

※⑦は、主要課題4「家庭での仕事に関する設問」における「家族で分担」の割合(合計)を指標とします。

## 主要課題 5 働く場における男女共同参画の推進

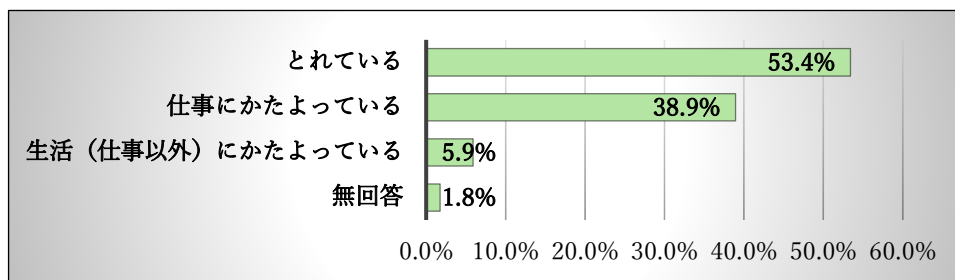
### 現状と課題

働く場における男女共同参画を推進する上で、ワーク・ライフ・バランスは重要です。町民アンケート調査では、仕事と生活のバランスが「とれている」と回答した割合は53.4%である一方、「仕事にかたよっている」が38.9%、「生活（仕事以外）にかたよっている」が5.9%となっており、仕事または生活のいずれかにかたよりに感じている人が少なくないことが分かります。

休暇の取りやすさについては、「取りやすい」または「どちらかといえば取りやすい」と回答した人の割合は、有給休暇では男性が46.8%、女性が43.1%で、いずれも5割に届いていない状況です。また、育児休暇や介護休暇は有給休暇よりも取りにくいと感じる人が多く、さらに男性は女性よりも取りにくいと回答する割合が高くなっています。町民アンケート調査から、いまだに休暇が取りにくいと感じている人が多いことから、休暇を取得しやすい環境整備が必要です。

### 町民アンケート調査結果（グラフ／表）

【問】 あなたは、現在、仕事と仕事以外の生活のバランスがとれていますか。（仕事をしている方）

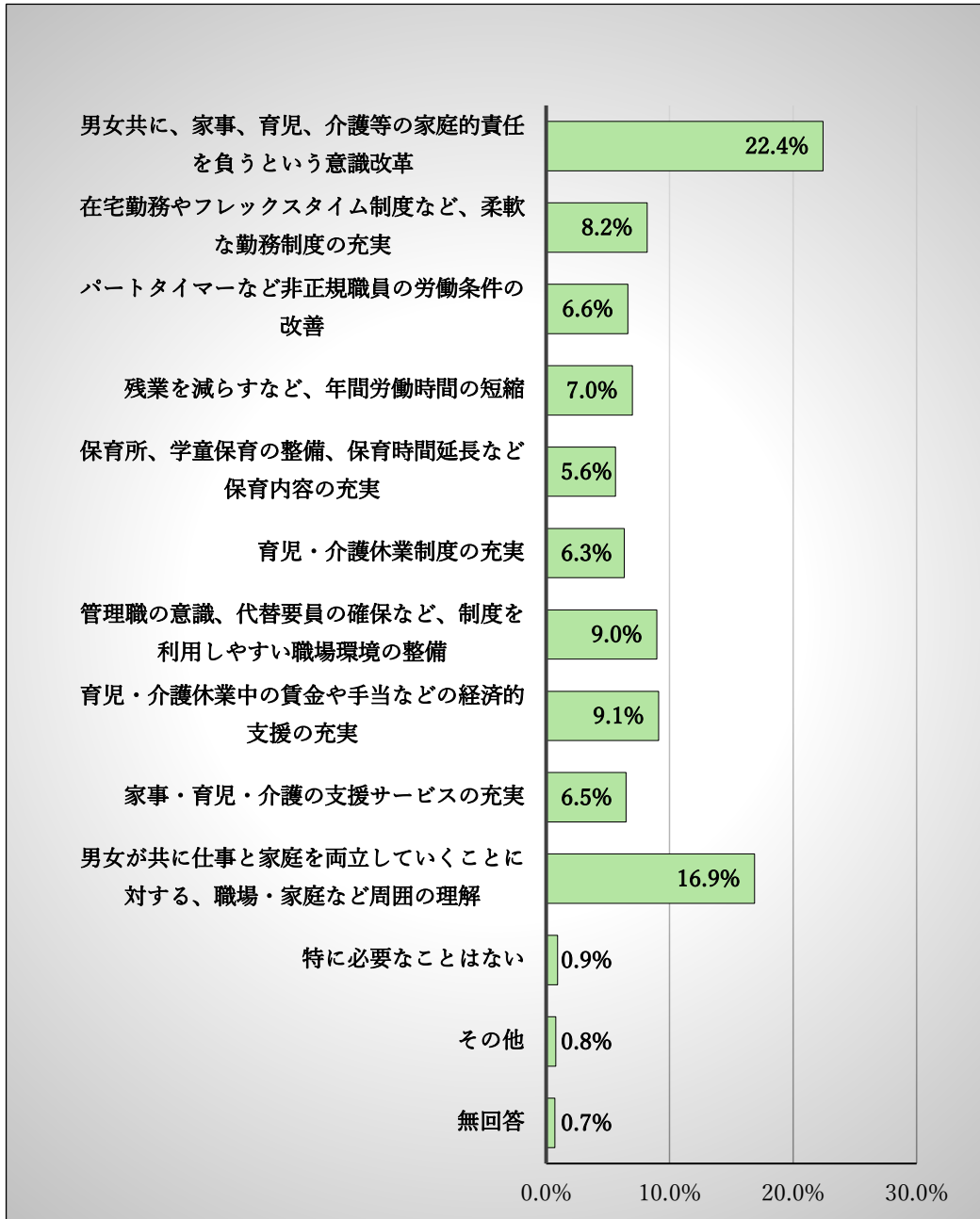


【問】 働いている方にお聞きします。あなたの職場では、社員（職員）が有給休暇や育児・介護休業を取りやすい環境にありますか。

|      |       | 取りやすい | 取りやすい<br>どちらかといえば | 取りにくい<br>どちらかといえば | 取りにくい | 分からない | 無回答   |
|------|-------|-------|-------------------|-------------------|-------|-------|-------|
| 男性社員 | ㊷有給休暇 | 24.9% | 21.9%             | 6.4%              | 8.5%  | 9.1%  | 29.2% |
|      | ㊸育児休暇 | 8.2%  | 16.8%             | 8.2%              | 12.1% | 21.2% | 33.5% |
|      | ㊹介護休暇 | 6.7%  | 14.7%             | 10.6%             | 11.1% | 23.5% | 33.4% |
| 女性社員 | ㊷有給休暇 | 24.2% | 18.9%             | 6.8%              | 7.4%  | 5.9%  | 36.8% |
|      | ㊸育児休暇 | 21.3% | 17.4%             | 5.0%              | 5.3%  | 10.6% | 40.4% |
|      | ㊹介護休暇 | 13.6% | 15.1%             | 8.9%              | 6.8%  | 16.9% | 38.7% |

### 町民アンケート調査結果（グラフ／表）

【問】 一般的に、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか。



#### その他の内容（自由記載）

- ・自身の家族（親族）、友人を頼れる環境を作る。
- ・家族で話し合い得意な者がやる。
- ・職場の人数確保
- ・消防団組織の意識改革

**施策の方向性と事業内容**

事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの普及啓発及び休暇を取得しやすい職場の風土づくりに努め、誰もが性別にかかわらず個性と能力を発揮し、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備を推進します。

## (1) ワーク・ライフ・バランスの普及推進

| 事業名                   | No. | 事業内容  | 担当課          |
|-----------------------|-----|---|--------------|
| 男女共同参画に関する啓発・情報発信(再掲) | 1   | ・職員研修や講演会の実施<br>・広報紙やチラシ、ホームページなどによる啓発・情報発信 | 企画課          |
| ワーク・ライフ・バランス意識の普及啓発   | 23  | 事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及啓発                   | 企画課<br>商工観光課 |
| 育児・介護休暇(休業)制度等の普及促進   | 24  | 事業所等への各種休暇(休業)制度の普及促進                       | 企画課<br>商工観光課 |

## (2) 雇用の分野における男女共同参画の推進

| 事業名          | No. | 事業内容                | 担当課   |
|--------------|-----|---------------------|-------|
| 男女雇用機会均等法の周知 | 25  | 事業所等への雇用分野の法律や制度の周知 | 商工観光課 |

**評価指標**

| No. | 指標名                       | 現状値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|-----|---------------------------|----------------|-----------------|
| ⑧   | ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度       | 65.4%          | 70.0%以上         |
| ⑨   | 仕事と仕事以外の生活のバランスが取れている人の割合 | 53.4%          | 58.0%以上         |
| ⑩   | 職場で男女の地位・立場が平等と思う割合       | 24.4%          | 30.0%以上         |

## 主要課題6 政治・地域社会における男女共同参画の推進

### 現状と課題

本町の審議会等における女性委員の登用状況は、令和3年度の25.2%から令和7年度には23.9%となり、減少しています。

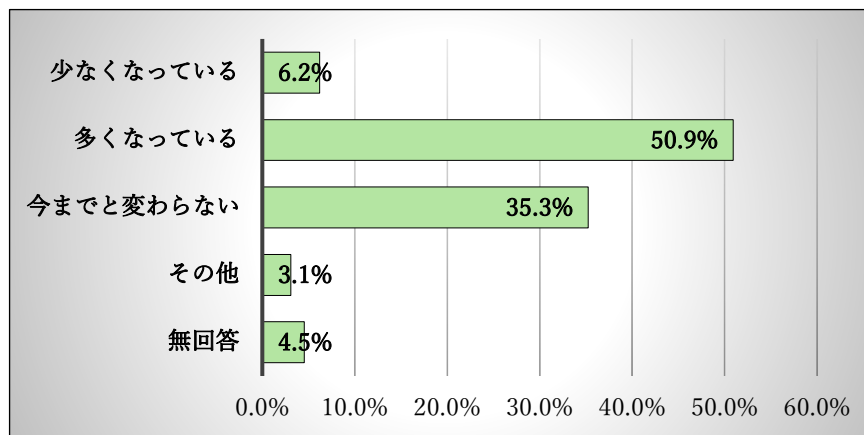
また、町民アンケート調査では、政策や企画、方針の決定の場における女性の進出・参加状況について、「多くなっている」と回答した割合が50.9%と最も高く、女性の進出・参加が増えていると感じる人が多い結果となっています。

一方で、「政治の場」や「地域社会の場」における男女の平等感について、「女性が優遇・有利」または「どちらかといえば女性が優遇・有利」と回答した割合は、「政治の場」で0.6%、「地域社会の場」で7.8%と非常に低いことから、「政治の場」や「地域社会の場」において、女性が活躍できる環境づくりを一層推進することが求められます。

地域活動への参加状況を見ると、「地域の草刈り、農地等の保全活動」と回答した割合が20.6%、次いで「自治会」(19.1%)となっています。しかし、最も多かった回答は「参加していない」(26.2%)で、4人に1人が地域活動に参加していない状況となっており、多様な地域活動への参加促進が課題となっています。

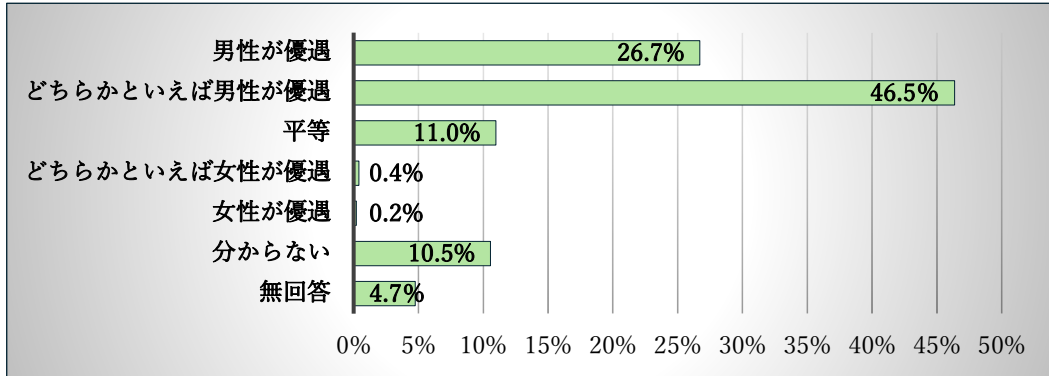
町民アンケート調査結果（グラフ／表）

【問】 政策や企画、方針の決定の場における、女性の進出・参加状況について

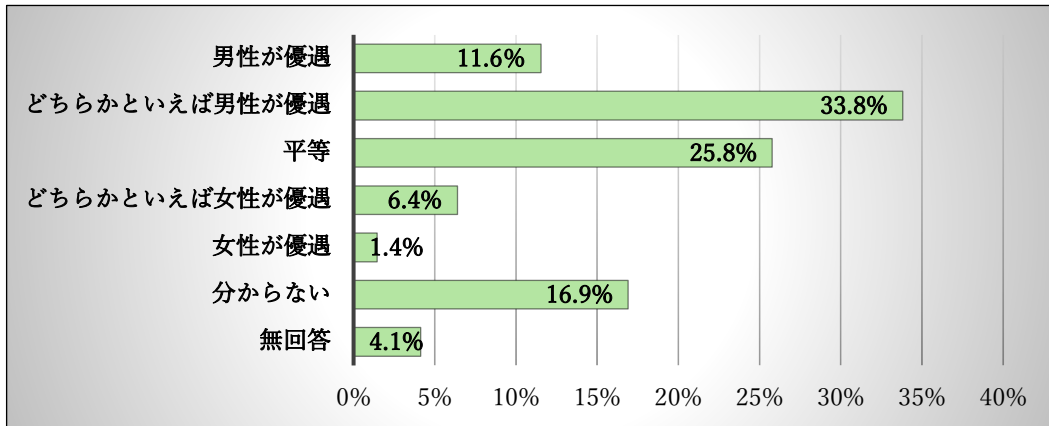


### 町民アンケート調査結果（グラフ/表）

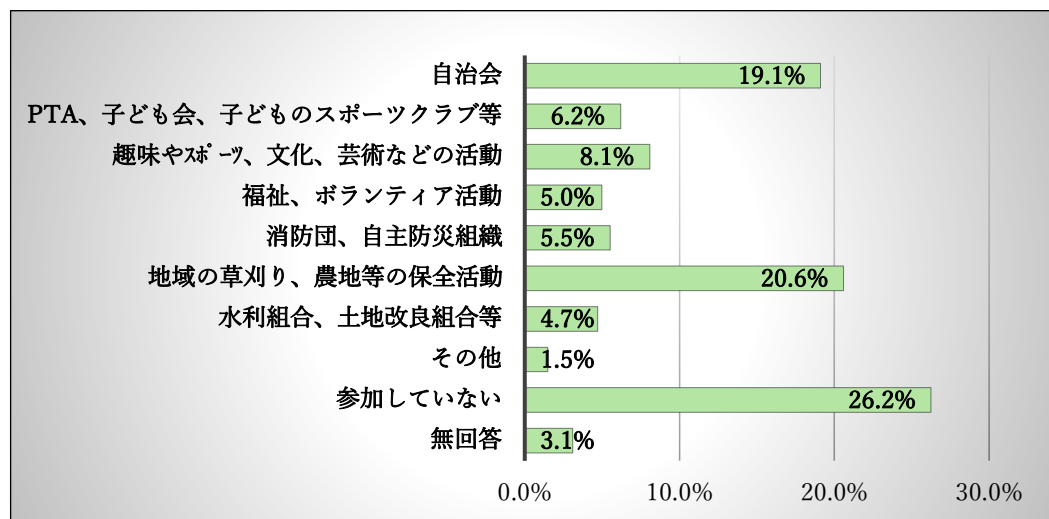
【問】 政治の場で男女の地位は平等になっていると思いますか（再掲）



【問】 地域社会の場で男女の地位は平等になっていると思いますか



【問】 現在、あなたが参加している地域活動について



**施策の方向性と事業内容**

政治・行政分野における男女共同参画の推進は、民意を政治に反映させる観点から重要です。政治・行政分野への女性の参画を推進するため、審議会等における女性委員の登用や、町の女性職員の登用促進に取り組む必要があります。

また、地域社会における男女共同参画の推進は、高齢化や人手不足が課題となっている地域社会において、必要不可欠です。このため、地域社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識の改善に向けた普及啓発活動を推進するとともに、多様な地域活動への参加促進を図ります。

**(1) 政治・行政分野での政策等決定過程における男女共同参画の推進**

| 事業名             | No. | 事業内容  | 担当課        |
|-----------------|-----|---|------------|
| 審議会等への女性委員登用の促進 | 26  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内関係課への周知</li> <li>・ ホームページや広報誌などによる委員公募の情報提供</li> </ul> | 企画課<br>関係課 |
| 女性職員の登用推進       | 27  | 特定事業主行動計画に基づく女性職員の登用推進  | 総務課        |

**(2) 地域社会における男女共同参画の推進**

| 事業名                       | No. | 事業内容  | 担当課 |
|---------------------------|-----|---|-----|
| 男女共同参画に関する啓発・情報発信<br>(再掲) | 1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修や講演会の実施</li> <li>・ 広報紙やチラシ、ホームページなどによる啓発・情報発信</li> </ul> | 企画課 |

**評価指標**

| No. | 指標名                     | 現状値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度)              |
|-----|-------------------------|----------------|------------------------------|
| ⑪   | 審議会等における女性委員の割合         | 23.9%          | 40.0%<br>(県の6次計画の目標値を踏まえて設定) |
| ⑫   | 役場の女性管理職の人数             | 1人             | 2人以上                         |
| ⑬   | 政治の場で男女の地位・立場が平等と思う割合   | 11.0%          | 15.0%以上                      |
| ⑭   | 地域社会の場で男女の地位・立場が平等と思う割合 | 25.8%          | 30.0%以上                      |

## 基本目標Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

### 主要課題 7 生涯を通じた健康づくりの推進

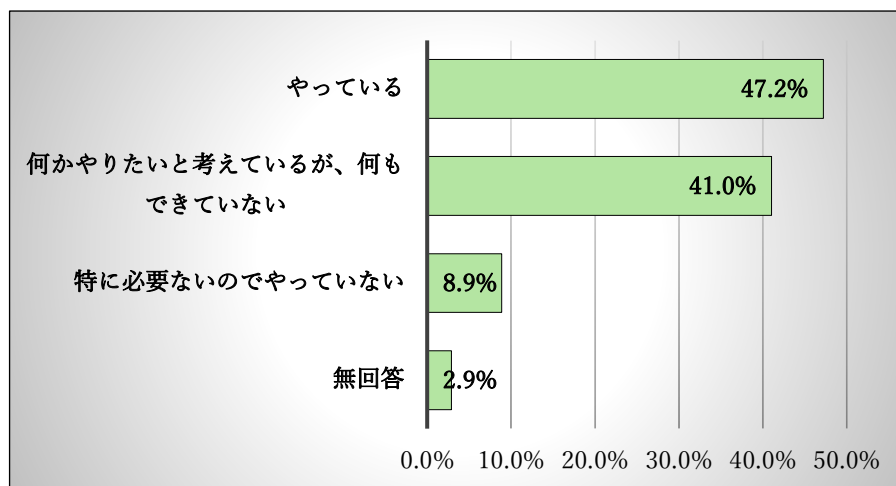
#### 現状と課題

町民アンケート調査では、健康に良いと思うことをやっているかについて、「やっている」と回答した割合が47.2%、その一方で「何かやりたいが何もできていない」(41.0%)、「特に必要ないのでやっていない」(8.9%)を合わせた、何もやっていない人が5割となり、この層に対し健康づくりを始めるきっかけ作りが必要となっています。

また、現在行っている(やりたいと考えている)健康に良いと思うことについては、「職場や町の健診(健康診査やがん検診など)を受けている(受けたい)」が17.7%で最も多く次いで「インフルエンザなどの予防接種をしている(したい)」(14.3%)、「十分な睡眠をとるようにしている(したい)」(13.3%)の順となっています。

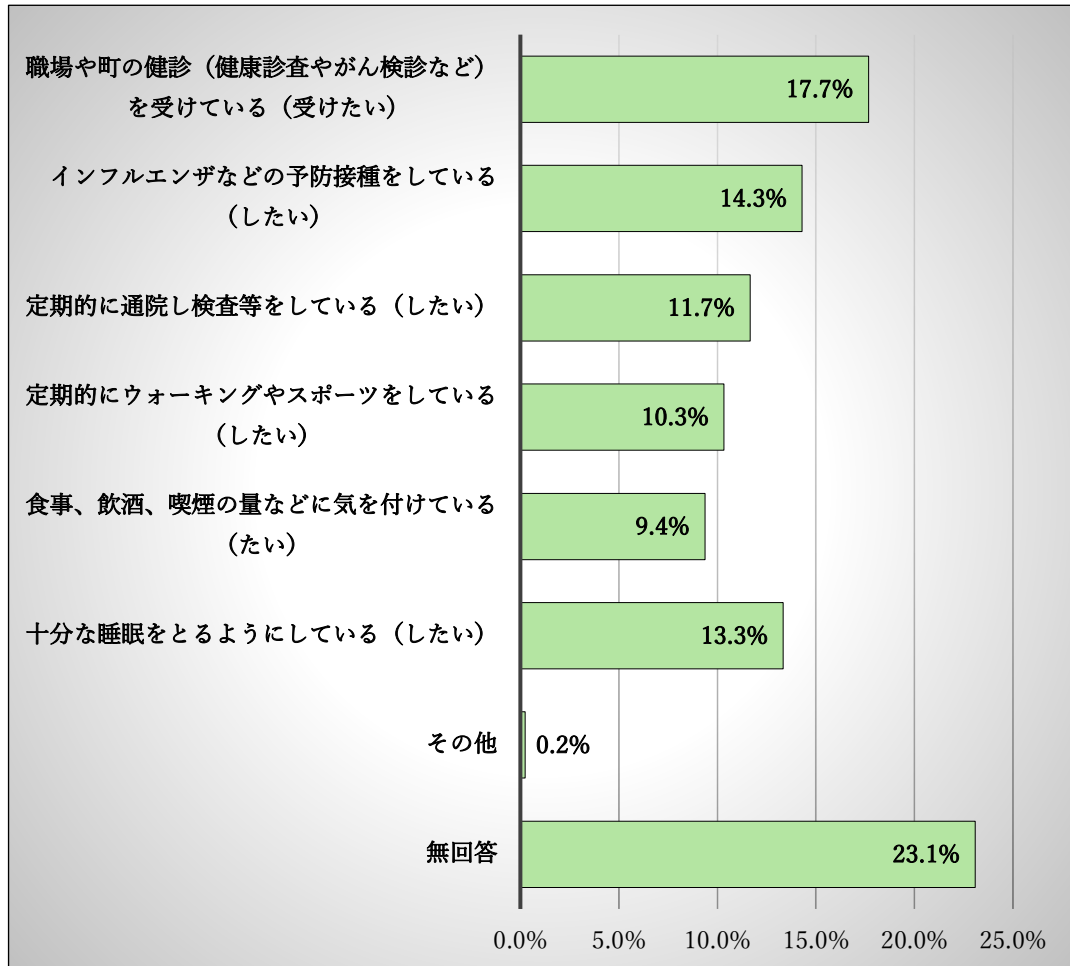
#### 町民アンケート調査結果(グラフ/表)

【問】 あなたは健康によいと思うことをやっていますか



### 町民アンケート調査結果（グラフ／表）

【問】 あなたの行っている（やりたいと考えている）健康づくりの取組について



**施策の方向性と事業内容**

誰もが生涯にわたり健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成に向けた最も基本的な条件です。町民一人ひとりが主体的に健康管理に取り組めるよう、運動教室の開催や健診、がん検診等を実施します。また、必要に応じて健康に関する情報発信や健康相談を行います。

**(1) 健康を支える環境づくり**

| 事業名                    | No. | 事業内容   | 担当課            |
|------------------------|-----|--|----------------|
| 健康増進                   | 28  | 健康なまちづくりの推進<br>(健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導、<br>運動教室、栄養教室等の実施) | 税務住民課<br>健康福祉課 |
| がん検診                   | 29  | がんの早期発見、早期治療に繋げるための各<br>種がん検診の実施                       | 健康福祉課          |
| 感染症予防                  | 30  | 感染症予防知識の啓発や各種予防接種の実<br>施                               | 健康福祉課          |
| 妊娠・出産期における<br>健康支援(再掲) | 17  | 乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談<br>事業の充実                         | 健康福祉課          |

**評価指標**

| No. | 指標名     | 現状値              | 目標値               |
|-----|---------|------------------|-------------------|
| ⑮   | 特定健診受診率 | 46.3%<br>(令和6年度) | 60.0%<br>(令和11年度) |

※ ⑮は数値確定が翌年度となるため、現状値・目標値は前年度実績値を用います。

## 主要課題 8 誰もが安心して暮らせる環境の整備

### 現状と課題

少子高齢化が進み、社会構造や家族構成が変化する中で、孤独死、老々介護、虐待、ハラスメント、経済的困窮者の増加等の課題が顕在化しています。さらに、感染症への対応や、異常気象により多発・激甚化する自然災害への備えなど、安心して生活するための支援や環境の整備・充実が求められています。

町民アンケート調査では、安心して避難所生活を送るために必要なこととして、「プライバシーを確保するための間仕切り」が必要と回答した割合が最も高く、22.7%となっています。次いで、「安全で行きやすい場所への男女別トイレの設置」(18.2%)、「避難所運営に男女の双方が関わっていること」(13.1%)の順となっています。

また、これら以外の項目についても「必要」との回答があることに加え、避難所には様々な人が避難することが想定されることから、避難所運営には多様なニーズに応じた対応が求められています。

また、町内在住の外国人数は、令和2年12月末現在65人でしたが、5年後の令和7年12月末現在90人となり、増加しています。今後も外国人数は増加が見込まれる中で、外国人も安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

### 施策の方向性と事業内容

日常生活に不安や困難を抱える方に対して、健康教室や情報提供、相談などを行うとともに、必要に応じた支援を行います。

防災対策については、男女共同参画の視点を踏まえた体制の整備を推進します。

また、外国人も安心して生活できるよう、必要な生活情報等の提供に努めます。

#### (1) 高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活に対する支援

| 事業名                  | No. | 事業内容  | 担当課   |
|----------------------|-----|---|-------|
| 介護予防・健康づくりに関する教室等の充実 | 31  | 介護予防や健康づくりに関する知識の普及啓発及び教室・講座の充実                     | 健康福祉課 |
| 高齢者在宅支援              | 32  | 外出支援サービスや緊急通報装置の貸与による高齢者在宅支援の実施                     | 健康福祉課 |
| 障がい者支援               | 33  | ・各種生活支援サービスの実施<br>・医療、交通、防災、防犯などの面での配慮や住みよいまちづくりの推進 | 健康福祉課 |
| 相談支援体制の充実            | 34  | 関係機関と連携した相談、情報提供及び助言等の実施                            | 健康福祉課 |

(2) 防災における男女共同参画の推進

| 事業名              | No. | 事業内容                                  | 担当課        |
|------------------|-----|---------------------------------------|------------|
| 男女共同参画の視点を踏まえた防災 | 35  | 男女共同参画の視点を取り入れた、地域防災計画等の見直しの推進        | 総務課        |
|                  | 36  | 高齢者、障がい者、女性や子育て世代に配慮した生活用品や防災用品の備蓄の推進 | 総務課        |
|                  | 37  | 防災訓練時における男女共同参画に関する啓発の実施              | 総務課<br>企画課 |

(2) 多文化共生社会の推進

| 事業名           | No. | 事業内容                           | 担当課 |
|---------------|-----|--------------------------------|-----|
| 町内在住外国人への情報提供 | 38  | 町内在住の外国人に対する必要な生活情報や行政情報の提供・発信 | 関係課 |

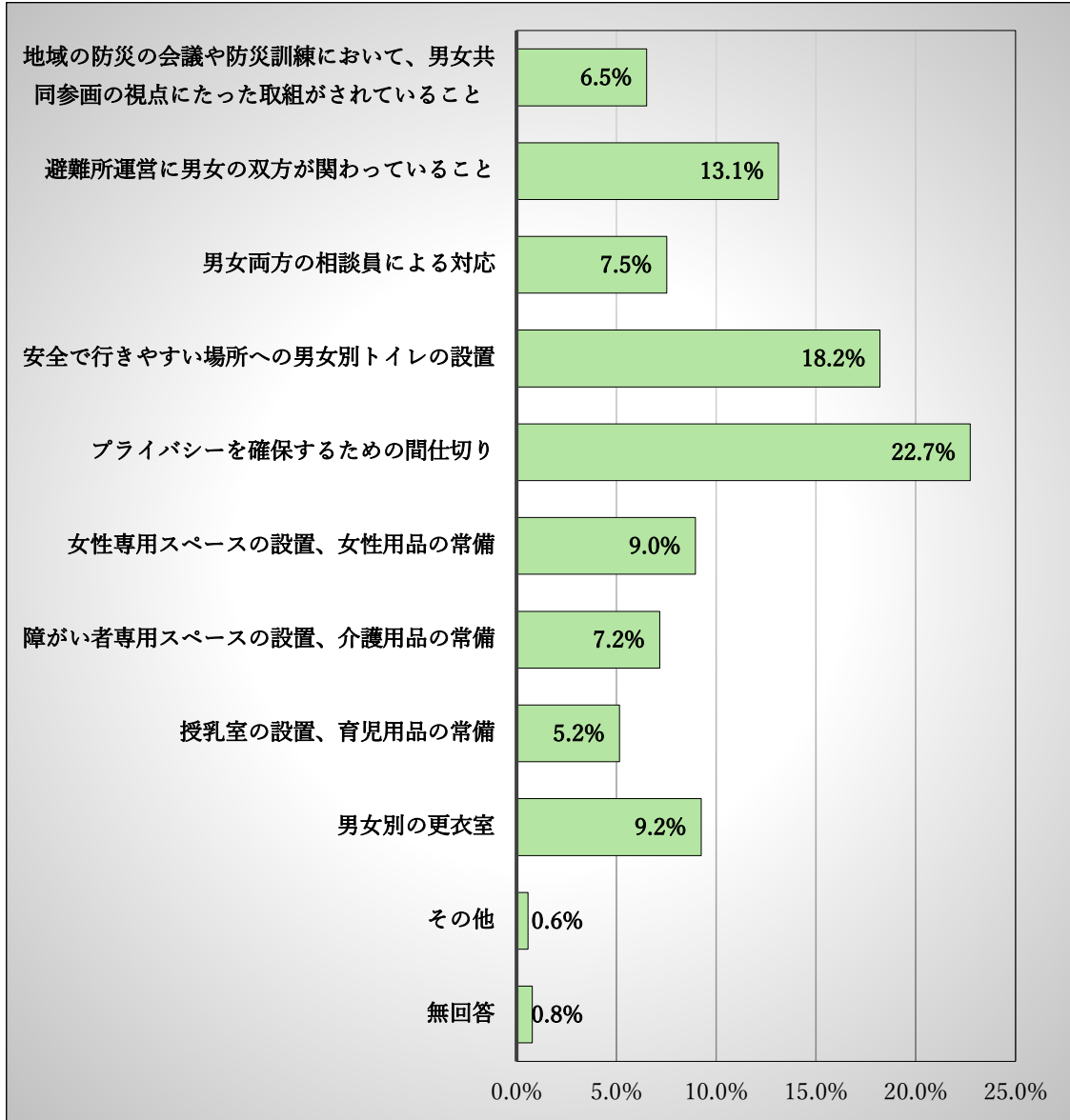
評価指標

| No. | 指標名                    | 現状値              | 目標値               |
|-----|------------------------|------------------|-------------------|
| ⑯   | 自立している高齢者の割合           | 82.4%<br>(令和6年度) | 82.6%<br>(令和11年度) |
| ⑰   | 防災訓練実施時における男女共同参画の普及啓発 | 年1回<br>(令和7年度)   | 年1回以上<br>(令和12年度) |

※ ⑯は数値確定が翌年度となるため、現状値・目標値は前年度実績値を用います。

### 町民アンケート調査結果（グラフ／表）

【問】 災害時の避難所において、安心して避難所生活を送るために必要なことは何だと思えますか。



## **第4章 計画の推進**

### **1 推進体制の充実**

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、町職員をはじめ、町民や各種団体、事業者などが計画に対する理解を深め、さらに連携を図りながら、あらゆる分野で男女共同参画の推進を進める必要があります。

町役場においては、町職員の男女共同参画意識を高めるとともに、男女共同参画の視点にたった施策の推進を図ります。

### **2 国・県・近隣自治体等との連携**

国・県・近隣自治体等及び千葉県男女共同参画地域推進員と連携を図り、効果的かつ広域的な計画の推進を目指します。

## 第3次大多喜町男女共同参画計画

「男女がともに輝き支えあう町 おおたき」

[令和8年度～令和12年度]

---

発行日：令和8年3月

企画・編集：大多喜町企画課

発行者：千葉県大多喜町

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地

電話：0470-82-2111 FAX：0470-82-4461

---